

資料目次

番号	資料名	内容	頁
1	専門部会の開催の考え方、検討テーマ、名称、メンバーについて	第3回地方分権改革有識者会議(平成25年5月15日)了承事項	1
2	専門部会の開催について	第3回地方分権改革有識者会議(平成25年5月15日)座長決定事項	2
3	雇用対策部会構成員名簿	※平成27年9月18日以降	3
4	雇用対策部会開催実績	※平成27年9月18日以降	4
5	第3回雇用対策部会(平成27年9月28日)の概要		5
6	部会構成員による現地視察の概要	第4回雇用対策部会(平成27年10月29日)配布資料(内閣府地方分権改革推進室作成)	6
7	第4回雇用対策部会(平成27年10月29日)の概要		19
8	平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(抜粋)	平成27年1月30日閣議決定	20
9	ハローワークの事務・権限に関するこれまでの政府方針等	第3回雇用対策部会(平成27年9月28日)配布資料(内閣府地方分権改革推進室作成)	21
10	ハローワーク特区等の成果と課題の検証について(ポイント)	第21回地方分権改革有識者会議・第20回提案募集検討専門部会合同会議(平成27年6月30日)配布資料(全国知事会作成)	27
11	ハローワーク特区等の成果と課題の検証について	第21回地方分権改革有識者会議・第20回提案募集検討専門部会合同会議(平成27年6月30日)配布資料(全国知事会作成)	28
12	国民のための職業紹介～ハローワーク特区等の成果と課題の検証を踏まえて～	第3回雇用対策部会(平成27年9月28日)配布資料(全国知事会作成)	77
13	職業安定組織の構成に関する条約(第88号)(抜粋)	第3回雇用対策部会(平成27年9月28日)配布資料(全国知事会作成)	94
14	「ハローワークの地方移管等に関する調査」の結果概要	全国知事会	95
15	ハローワークの地方移管について	全国知事会(平成27年11月12日)	96
16	ハローワークと中野区の一体的実施の取り組み状況について	第3回雇用対策部会(平成27年9月28日)配布資料(全国市長会作成)	97
17	雇用対策における国・地方の連携強化の現状について	第3回雇用対策部会(平成27年9月28日)配布資料(厚生労働省作成)	99
18	ハローワークの運営等に関する連合の考え方	第3回雇用対策部会(平成27年9月28日)配布資料(日本労働組合総連合会作成)	168
19	「人手不足への対応に関する調査結果」概要	第4回雇用対策部会(平成27年10月29日)配布資料(日本商工会議所作成)	175
20	一体的実施、ハローワーク特区等の取組の充実策(事務局検討結果)	第4回雇用対策部会(平成27年10月29日)配布資料(内閣府地方分権改革推進室作成)	177

専門部会の開催の考え方、検討テーマ、 名称、メンバーについて

1 開催の考え方

具体的かつ重要なテーマごとに、次のような場合に開催することとする。

- 見直しの方向性は一致しているが、専門性を確保した上で具体的内容を十分検討すべきと判断する場合
- 見直しの方向性が一致していないが、過去の検討状況を踏まえ、関係者の意見等を聴きつつ、専門性を確保した上で十分検討すべきと判断する場合

2 開催する部会

第一次安倍内閣時に発足した地方分権改革推進委員会以降の議論の成果（積み重ね）や、各府省の検討結果、地方の意見等を踏まえ、まずは、①無料職業紹介に関する事務・権限の見直し、②自家用有償旅客運送に関する事務・権限の見直しをテーマとするため、以下の2つの部会を開催する。

- 雇用対策部会（無料職業紹介関係等）
- 地域交通部会（自家用有償旅客運送関係等）

その後、引き続き、他の重要テーマについて専門部会の開催を検討する。

3 メンバー

人数は5人程度とし、有識者会議議員から2人程度、専門分野の有識者から3人程度とする。

専門分野の有識者については、具体的な検討テーマ毎に人選することとする。

直接の利害関係者はメンバーとせず、ヒアリング等により意見等を聴くこととする。

専門部会の開催について

〔平成 25 年 5 月 15 日
地方分権改革有識者会議座長決定〕

1. 趣 旨

「地方分権改革有識者会議の開催について」（平成 25 年 4 月 5 日 内閣府特命担当大臣（地方分権改革）決定）に基づき、地方分権改革の推進に関する施策のうち特定の事項についての客観的な評価及び検討に資するため、地方分権改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）は、必要に応じ、専門部会を開催することができるものとする。

2. 開 催

専門部会の開催については、有識者会議で決定する。

3. 構 成

専門部会の長（以下「部会長」という。）及び構成員は、有識者会議の座長が指名する。

4. 運 営

専門部会の運営については、以下のとおりとする。

- (1) 部会長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (2) 専門部会終了後、部会長が報道関係者に対してブリーフィングを行う。
- (3) 専門部会の配布資料及び議事概要については、後日、内閣府のホームページにおいて公表する。
- (4) 専門部会での検討状況については、有識者会議に報告する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関する事項その他必要な事項は、部会長が定める。

雇用対策部会 名簿

いわむら まさひこ
岩村 正彦

東京大学大学院教授

げん だ ゆうじ
玄田 有史

東京大学社会科学研究所教授

こばやかかわ みつお
◎小早川 光郎

成蹊大学法科大学院教授

たにぐち なおこ
谷口 尚子

東京工業大学准教授

むらお しんいち
村尾 新一

読売新聞論説委員

(◎は部会長)

雇用対策部会 開催実績

第3回雇用対策部会（平成27年9月28日（月））

1. 地方団体（全国知事会、全国市長会）からのヒアリング
2. 厚生労働省からのヒアリング
3. 日本労働組合総連合会からのヒアリング
4. 一般社団法人日本経済団体連合会からのヒアリング
5. 部会構成員の意見交換

第4回雇用対策部会（平成27年10月29日（金））

1. 日本商工会議所からのヒアリング
2. 部会構成員による意見交換

第5回雇用対策部会（平成27年11月20日（金））

部会構成員による意見交換（報告書（案）について）

第3回雇用対策部会（9/28）の議論について（概要）

○全国知事会 平井鳥取県知事の説明

- ・ 一体的実施やハローワーク特区の効果はある一方、ハローワークが持つ情報が地方側に提供されなかったり、繁忙期でも国の人員が柔軟に配置されなかったりするなど、利用者目線での対応が不十分。
- ・ ハローワークの地方移管を強く要望（企業誘致等、産業政策と一体化した雇用政策の展開や、就職相談から職業紹介までの一貫した支援の提供や、職業紹介と併せた生活支援などのサービスをワンストップで提供することが可能。また、ILO第88号条約は、諸外国の状況等からも地方移管の支障とはなり得ない。）。

○全国市長会 田中中野区長の説明

- ・ 生活保護受給者向けの支援とハローワークの職業紹介の連携により、対象者の就職率が向上しており、成果が上がっている。

○厚生労働省 生田職業安定局長の説明

- ・ 国と地方との連携の取組については、利用者や労使、自治体からも高く評価されており、地方の要望を踏まえてさらに改善したい。
- ・ 地方移管は困難。

○連合 新谷総合労働局長の説明

- ・ 国と地方との連携の取組については、評価。一方で地方移管は反対。
- ・ 雇用保障は国が責任を負うべき。広域的な労働移動は全国的ネットワークで対応すべきであり、就労支援に地域間格差は好ましくない。
- ・ 過去に都道府県が設ける労政事務所が減少するなど、地方の労働行政の取組に懸念。
- ・ 雇用保険制度において、失業給付の濫給防止のためにも、失業認定と職業紹介は国が一体的に行うべき。

○経団連 遠藤統括主幹の説明

- ・ リーマンショック後の機動的な対応（雇用調整助成金の給付弾力化、ハローワークの全国ネットワークによる窓口業務の迅速化など広域対応）等は国が全国一斉に行ったからできたこと。
- ・ 雇用保険制度において、失業給付の濫給防止のためにも、失業認定と職業紹介は国が一体的に行うべき。

○雇用対策部会構成員の意見交換

- ・ 国と地方の連携の重要性は確認できた。
- ・ 国と地方の連携における課題の具体的な改善策については、実務者からなるワーキングチームで議論し、部会に報告を受ける。
- ・ 雇用のセーフティネットについては、自治体ごとのバラつきが出てはいけませんが、一体的実施などの連携の取組は地方によって差がある。
- ・ リーマンショック後のような緊急時には国が対応すべきと考えるが、平時に一定の条件のもとで、一部の自治体に部分的に移譲することは検討できるか。
- ・ 地方移管した際にばらつきをなくすためには、国の強力な指揮監督が必要であるが、それは「自治」とは相いれないのではないか。

部会構成員による現地視察の概要

- 1 日 時 平成 27 年 10 月 20 日（火）、21 日（水）
- 2 視察先 ①ハローワーク浦和就業支援サテライト（ハローワーク特区）
②ハローワーク浦和（10 月 20 日（火）のみ）
- 3 出席者 小早川部会長、玄田構成員、村尾構成員（10 月 20 日（火））
谷口構成員（10 月 21 日（水））
- 4 対応者 埼玉県（以下「県」）、埼玉労働局（以下「労」）
- 5 質疑の概要
 - ・ 国と県の連携によるメリットは何か。
→ 県：職業紹介のノウハウを吸収できること。
 - ・ 一体的実施のメリットは何か。
→ 労：生活保護窓口に近接という利便性、連携による就職率の向上。
県：ハローワークと比べた敷居の低さ。
 - ・ 特区や一体的実施を充実させる観点での要望は何か。
→ 県：特区の協定に基づく指示権の調整力は有効なので、全国的に拡大すべき。また、一体的実施施設で雇用保険の認定や職業訓練の受講指示といった業務まで拡大していただきたい。
 - ・ 現在、ハローワーク特区で国が実施している職業紹介を県に移管することによるメリット、デメリットは何か。
→ 労：デメリットは、職業紹介の広域性、専門性の確保の困難さ。
県：メリットは、職業相談と職業紹介のワンストップ化。
 - ・ ハローワークを地方移管した際の専門性を確保する手段は何か。
→ 県：国のノウハウを継承するため、県職員の専門性向上、国職員の転籍等に対応する必要がある。
 - ・ 県域を超えた求人・求職のマッチングは、情報が共有されていれば、都道府県同士でも行えるのではないか。
→ 労：現在は、同じ機関同士という一体性により、効率的に情報共有できている。